

■ 分譲条件

- (1) 市との契約締結から5年間は自らが居住する住宅の敷地以外の用途に使わないこと。
- (2) 市との契約締結から5年間は第三者に譲渡や貸付をしないこと。
- (3) 契約保証金として分譲代金の1割に相当する額を契約時に納付すること。
- (4) 分譲代金の残額は、契約締結後、指定する日までに全額支払うこと。
- (5) 分譲契約に定める事項を遵守すること。